

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

制度の概要・目的

高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対し**ポイント制**を活用した**出入国管理上の優遇措置**を講ずる制度を平成24年5月7日より導入。

高度人材の活動内容を**高度学術研究活動**、**高度専門・技術活動**、**高度経営・管理活動**の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、などの項目ごとにポイントを設け、**ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とする。**

「高度人材」のイメージ

我が国が積極的に受け入れるべき高度人材とは・・・

「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」

(平成21年5月29日高度人材受入推進会議報告書)

高度学術研究活動...基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者

高度専門・技術活動...専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者

高度経営・管理活動...我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

優遇措置の内容

- ・ 複合的な在留活動の許容
- ・ 在留期間「5年」の付与
- ・ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ・ 入国・在留手続の優先処理
- ・ 配偶者の就労
- ・ 親の帯同
- ・ 高度人材に雇用される家事使用人の帯同

法令上の位置付け

- ・ 在留資格「特定活動」の一類型として整備
- ・ ポイント制における評価項目と配点は、告示で規定
- ・ 現在の在留資格に関する要件(在留資格該当性・上陸許可基準適合性)を満たす者の中から高度人材を認定する仕組みとする

ポイント計算表

高度学研究分野		
学歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
職歴 (実務経験) <small>従事しようとする研究 研究の指導又は教育に 係る実務経験に限る</small>	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年収 <small>主たる受入機関から 受ける源泉徴収前 の報酬の年額</small>	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は別紙1。	40
		10
年齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス	日本国政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ボーナス (研究実績)	詳細は別紙2参照	15
ボーナス	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ボーナス	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
合格点		70

高度専門・技術分野		
学歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職歴 (実務経験) <small>従事しようとする業 務に係る実務経験に限る</small>	10年～	20
	7年～	15
	5年～ 3年～	10 5
年収 <small>主たる受入機関から 受ける源泉徴収前 の報酬の年額</small>	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は別紙1。	40
		10
年齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス	日本国政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ボーナス	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ボーナス	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
ボーナス (資格)	職務に関連する資格の保有(1つにつき5点)	10
ボーナス (研究実績)	詳細は別紙2参照	15
合格点		70

高度経営・管理分野		
学歴	博士号又は修士号取得者	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職歴 (実務経験) <small>事業の経営又は管 理に係るものに限る</small>	10年～	25
	7年～	20
	5年～	15
	3年～	10
年収 <small>主たる受入機関から 受ける源泉徴収前 の報酬の年額</small>	3000万円～	50
	2500万円～	40
	2000万円～	30
	1500万円～	20
	1000万円～	10
ボーナス	日本国政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ボーナス (地位)	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ	10
	取締役、執行役ポストでの受入れ	5
ボーナス	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ボーナス	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
合格点		70

年収は左欄の区分に応じ、右欄に掲げる金額以上であること

年齢区分	年収最低基準
～30歳未満	340万円
30歳以上35歳未満	440万円
35歳以上40歳未満	500万円
40歳以上	600万円

(注)例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける550点以上の得点

高度学術研究分野及び高度専門・技術分野の年収ポイント

年収 \ 年齢	～ 29歳	～ 34歳	～ 39歳	40歳～
1,000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	-
600万円	20	20	20	-
500万円	15	15	-	-
400万円	10	-	-	-

研究実績に係るポイント評価

別紙2

研 究 実 績 (1 5 点 まで)	特許の発明 1件～	15
	入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	15
	研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任著者であるものに限る。）が3本以上で15点を付与。	15
	上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合（上記データベースで確認できない雑誌への論文掲載、著名な賞の受賞歴等）、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイント付与の適否を判断。	15

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度における優遇措置

制度導入前の取扱い(就労を目的とした在留資格)

単一の在留資格の範囲内の活動に限定
許可された一つの在留資格の範囲内での活動しか認められていない。

永住許可まで原則10年以上の在留が必要
就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには原則として引き続き10年以上我が国に在留していることが必要。

配偶者の就労は原則不可
就労資格を有する外国人の配偶者(在留資格「家族滞在」)については、原則として就労はできないが、入国管理局で資格外活動許可を受ければ就労が可能。ただし、包括的に許可する就労時間の上限は週28時間。

扶養を受ける親の帯同は原則不可
例外的に、在留資格「特定活動」のうち高度な研究活動に従事する者や情報処理技術者については、我が国で同居し、かつその者の扶養を受ける親(配偶者の親を含む)の帯同を認めている(扶養者とともに入国する必要があり、呼び寄せは不可。)

家事使用人の帯同は例外的に許可

現行制度においては、家事使用人の雇用主の在留資格が「投資・経営」又は「法律・会計業務」の場合で、その地位が事業所若しくは事務所の長又はこれに準ずる地位にある場合、一定の要件(人数制限(1人まで)、報酬要件(月額15万円以上)、家庭の事情(申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること)の下に家事使用人の帯同が認められている。

高度人材に対する優遇措置

複合的な在留資格の許容
従来の就労可能な在留資格にそのまま当てはめるのではなく、高度な資質・能力等を活かした複数の在留資格にまたがる活動や、併せて事業経営活動を行うことを許容。
(例)高度学術研究活動...本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

在留歴に係る永住許可要件の緩和
高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には、永住許可の対象とする。
なお、高度人材としての活動を引き続き4年6月以上行っている場合には、永住許可申請を受理する旨案内する。

高度人材の配偶者の就労
高度人材と同居する配偶者について、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格(「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」等)に該当する活動について、これらの在留資格に係る要件(学歴等)を満たさない場合でも週28時間を超える就労を認める。
日本人と同等以上の報酬を受けることを要件とし、許可に際しては就労先を特定する。
現行の資格外活動許可と同様、入国後一定期間は就労を認めないとの措置は執らない。
就労しない配偶者については、現在の「家族滞在」と同様の活動を認める。

高度人材の親の帯同の許容(注1)
高度人材又はその配偶者の3歳未満の実子を養育する場合に限り、以下の条件を満たす高度人材又はその配偶者の親(実親に限る)の帯同及び呼び寄せを認める。
高度人材の年収が1,000万円以上であること
高度人材と同居すること
滞在期間は最長3年間とすること
高度人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること

家事使用人の帯同の許容(注2)
一定の条件(年収等)を満たす高度人材に雇用される家事使用人の帯同を認める。
外国で雇用していた家事使用人を引き続き雇用する場合の条件
・高度人材の年収が1,500万円以上あること
・帯同できる家事使用人は1名まで
・家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
・帯同する家事使用人が本邦入国前に1年間以上当該高度人材に雇用されていた者であること。
・高度人材が本邦から出国する場合、共に出国することが予定されていること
以外の家事使用人を雇用する場合
・高度人材の年収が1,500万円以上あること
・帯同できる家事使用人は1名まで
・家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
・家庭の事情(申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること)が存在すること

(注1)高度人材等の子の養育目的で在留している高度人材等の親は永住許可の対象としない。

(注2)厚労省が重要事項(労働条件、帰国担保措置等)を含むモデル雇用契約書を作成し、法務省においてその使用を関係者に推奨する等の適正な運用を行う。

これらの優遇措置のほか、最長「5年」の在留期間の付与、入国・在留手続の優先処理についても実施。

高度人材ポイント制の見直しの方向性（外国人受入れ制度分科会における結論）

高度人材認定における評価の見直し

年収要件等に係る見直し

例：高度学術研究活動について，研究実績の評価項目のポイントを引き上げることも含め，年収要件等に関する見直しを行う。

年収として認める報酬の範囲に係る見直し

例：高度専門・技術活動及び高度経営・管理活動について，所属機関の海外親会社などの関係機関から受ける報酬を年収要件の判断に反映させることができるようにする。

ボーナスポイント項目に係る見直し

例：MBA等一定の資格取得事実をボーナスポイント項目として追加する。

優遇措置の見直しの方向性

永住許可に係る優遇措置の見直し

- 労働市場や社会保障制度への影響に配慮し，在留状況の的確な把握等の措置をとることを前提として，永住を認める要件としての在留歴を短縮する。
- 永住が認められた後も継続して優遇措置の適用を受けることができる措置を講じる。

親・家事使用人の帯同に係る優遇措置の見直し

- 親・家事使用人の帯同に係る優遇措置を一層利用しやすいものとするための見直しを行う。

高度人材外国人受入推進のための国家戦略的検討の強化

高度人材外国人の受入れを本格的に推進するためには，出入国管理上の優遇措置にとどまらず，他の行政分野における施策を含む総合的な受入推進を図るため，国家戦略的な検討を強化すべきである。

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（高度人材ポイント制度見直し関連）

第 部(総論)

2. 成長への道筋

(3) 新たなフロンティアを作り出す

国際展開に関する限り、商売の話は民だけに任せればよいという従来の発想を大胆に転換し、インフラ輸出やクールジャパンの推進などのトップセールスを含め官民一体で戦略的に市場を獲得し、同時に日本に投資と観光客を取り込む体制を整備する。また、高度外国人材の日本での活躍を促進するため、ポイント制度を見直す。これにより海外から得た富を含め国民が受け取る総所得である実質国民総所得(GNI)の拡大を実現する。

5. 「成長への道筋」の実現に必要な主要施策例

(3) 新たなフロンティアを作り出す

クールジャパンの推進、訪日外国人旅行者や対内直接投資の受け入れ拡大により、徹底したグローバル化を進める

()我が国の経済成長等に貢献することが期待される高度な能力、資質を持つ外国人が、円滑に我が国に来られるようする。このため、高度外国人材ポイント制度について、年収基準の見直し、永住許可要件としての在留歴の短縮(5年→3年とする。)等の見直しを行い、本年内に新たな制度を開始する。(本年内に開始)

第 部(3つのアクションプラン)

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革, 人材力の強化

高度外国人材の活用

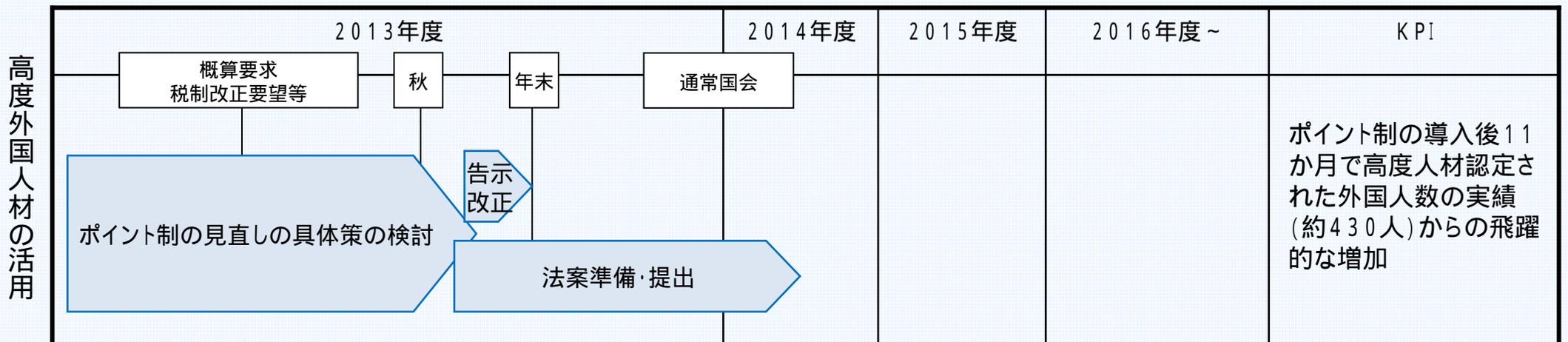
高度な技術や経営ノウハウを持つ海外からの人材の日本での活躍を促進するための総合的な環境整備推進の一環として、高度外国人材ポイント制度を見直す。

高度外国人材ポイント制度の見直し

・高度外国人材の認定に係る年収基準の見直し(年収として認める報酬の範囲に係る見直し等)、永住が許可されるための在留歴の短縮(現行の5年を3年とする等)といった高度人材に対する優遇制度の見直しを行い、本年中に新たな制度を開始する。

中短期工程表

中短期工程表 「雇用制度改革・人材力の強化」



高度人材ポイント制の見直しについて

平成25年9月
法務省入国管理局

<認定要件について>

項番	項目	事項	内容	見直し理由等
1	年収要件	最低年収基準の見直し	①高度学術研究活動について最低年収基準を撤廃する。 ②高度専門・技術活動及び高度経営・管理活動について、年齢別の基準を撤廃し、全年齢に共通の基準として300万円に引き下げる。	大学等教育機関や中小企業で就労する者については一般的に大企業で就労する者より年収が低いことに配慮する必要があるため。
2		本邦の所属機関以外の機関からの年収の算入	本邦の所属機関以外の機関からの報酬であっても外国人が海外の事業所から派遣される場合には当該外国人が当該事業所から受ける報酬を「年収」に算入する。	海外の親会社などから高額報酬を受け取っているにもかかわらず、高度人材認定が受けられなかった事例があるため。
3	研究実績	高度学術研究活動における研究実績に係る評価項目のポイント引上げ	高度学術研究活動において、「研究実績」に係るポイントを次のとおり引き上げる。 ①研究実績が1つの場合は、現行の15点を20点とする。 ②研究実績が2つ以上の場合、現行の15点を25点とする。	学術研究活動に従事する外国人については、研究実績に関する評価を高めることが適当であるため。
4	日本語能力	日本語能力に係る評価項目のポイント引上げ	「日本語能力」に係るポイントを、現行の10点から15点に引き上げる。	高い日本語能力を有していることに関する評価を高めることが適当であるため。
5	日本での留学経験	日本の高等教育機関の学位取得に係る評価項目のポイント引上げ	「日本の高等教育機関の学位取得」に係るポイントを、現行の5点から10点に引き上げる。	日本の高等教育機関における留学経験があることに関する評価を高めることが適当であるため。
6	資格等に係る加算	一定の資格、学位、表彰に係る加算	①一定の専門職学位(MBA, MOT)について、学位としての加算に加え、更なる加算対象とする(5点)。 ②一定の外国の資格、表彰等を加算対象とする(5点)。	一定の信頼性があり、高度人材外国人がその活動類型において従事する業務に資すると評価できる資格等については、評価対象とすることが適当であるため。
7	中小企業に係る加算	中小企業が制度を利用しやすくするための加算	①外国人が所属する企業がイノベーション促進支援措置を受けている場合に、現行で10点加算しているところ、当該企業が中小企業である場合には、さらに10点加算する。 ②外国人が、試験研究費等比率が3%超の中小企業に所属している場合には5点を加算する。	大企業だけでなく、より幅広い所属機関で高度人材外国人が活躍できるようにするため。
8	認定対象	1年未満の在留予定者の取扱い	1年未満の在留予定者も高度人材ポイント制の対象者とする。	在留予定期間が1年未満の者であっても、高度人材として受け入れたいとのニーズがあるため。

<優遇措置について>

項番	項目	事項	内容	見直し理由等
9	親の帯同	親の帯同のための年収要件の引下げ	親の帯同のための年収要件を、現行の1,000万円から800万円に引き下げる。	育児支援が必要なのは若い高度人材と考えられるところ、一般的に、若年層で高い給与水準に達することが困難であるという事情に配慮し、三世帯世帯の平均的な収入を考慮。
10		妊娠中における親の帯同	親の帯同について、高度人材の子を養育する場合だけでなく、高度人材本人又は配偶者が妊娠中の場合においても可能とする。	子の養育の場合だけではなく、妊娠中の場合であっても親の帯同を認めることが適当であるため。
11		親の帯同のための子の年齢要件の見直し	親の帯同が認められる子の年齢を、現行の「3歳未満」から「7歳未満」に引き上げる。	育児支援を目的とする親の呼び寄せができる期間については、小学校就学前まで認めることが適当であるため。
12		親の帯同のための実子要件の見直し	親の帯同のための実子要件を撤廃し、養子の養育目的であっても親の帯同を可能とする。	養子の養育目的であっても親の帯同を可能とすることにより、制度の利便性向上を図るため。
13		親の帯同のための実親要件の見直し	親の帯同のための実親要件を撤廃し、養親についても帯同可能とする。	養親の帯同を可能とすることにより、制度の利便性向上を図るため。
14	家事使用人の帯同	家事使用人の帯同のための年収要件の引下げ	家事使用人の帯同のための年収要件を、現行の1,500万円から1,000万円に引き下げる。	・家事使用人の帯同を行いやすくすることにより、制度の利便性向上を図るため。 ・夫婦と未婚の子の世帯の平均収入及び家事使用人への報酬を考慮。
15	親・家事使用人の帯同	親又は家事使用人の帯同のための年収要件に係る配偶者の年収の合算	親又は家事使用人の帯同のための年収要件について、高度人材外国人の配偶者の年収を合算して評価する。	親や家事使用人の帯同を行いやすくすることにより、制度の利便性向上を図るため。
16		親又は家事使用人の帯同のための年収要件に係る本邦の所属機関以外の機関からの年収の算入	本邦の所属機関以外の機関からの報酬であっても外国人が海外の事業所から派遣される場合には当該外国人が当該事業所から受ける報酬を「年収」に算入する。	上記2の年収に関する取扱いを親又は家事使用人の帯同についても適用するもの。